地方の未来を担う人材育成に向けた地方大学の振興及び 東京における大学の定員増の抑制等に関する特別決議

教育は「未来への先行投資」であり、地方創生を実現し、我が国が将来にわたって持続的に成長していくためには、その礎となる人材を育成することが極めて重要であることを再認識し、大学が有する未来を担う人材の育成機能を充実・強化するとともに、若者の東京一極集中に歯止めをかけ、地方大学等が各地域の特色に応じた質の高い教育・研究を行い、地域産業の振興に貢献できるよう、次のことを強く求める。

記

1 地方大学の振興及び東京における大学の定員増の抑制

・地方大学の振興及び東京23区内の大学の定員増の抑制に必要な立法措置を講ずること。

(注:東京都及び新潟県は東京23区内の大学の定員増を抑制すべきではないとの意見を表明した。)

・地方へのサテライトキャンパスの設置など地方移転の促進等について、特別の財政措置を講ずること。

2 特色ある地方大学への改革に対する支援

・首長のリーダシップによる産官学連携の下、地方大学を中心とした地域の中核的な産業の振興や新たな産業の創出、これを担う専門人材育成などの取組に対し、新たな国の高率の財政支援制度に関する制度設計を早急に行うこと。

3 地方大学が取り組む人材育成への支援

- ・地方大学の新増設及び学部・学科の再編などを行う場合、設置基準の弾力的 な運用等、特例的な措置を講ずること。
- ・「専門職大学」等についても、東京23区に学生が集中することがないよう 配慮すること。また、設置基準の制定に当たっては、地方の実情に十分配慮 し、きめ細かな財政支援を行うこと。

4 地方大学の運営基盤の強化

・運営費交付金や私立大学補助、公立大学における地方交付税措置など、財政 支援の充実を図ること。

5 大学等への平等な進学機会の保障

- ・国が実施する大学等奨学金事業について、更なる制度の充実・強化を図ること。
- ・奨学金返還支援制度について、弾力的な運用が可能となる制度に見直すとと もに、財政支援の拡充を行うこと。

平成29年8月7日